| 第3回不適切会計処理等に関する調査特別委員会会議記録 | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 開 閉 会 日 時 | 平成26年10月23日(木曜)午前 9時30分 開会 | | | | | | | | | |
| | 休憩 9:51-10:00 | | | | | | | | | |
| | 午前10時37分 閉会 | | | | | | | | | |
| 会議場所 | 3階 第1委員会室 | | | | | | | | | |
| 出席委員 氏 名 | 委員長 常通 直人 委 員 岡﨑榮太郎 委 員 唯野 義勝 | | | | | | | | | |
| | 副委員長 藤森善一郎 委員 齋藤 幸子 委員 髙橋 源 | | | | | | | | | |
| | 委員 正村紀美子 委員 梅津 伸子 委員 柴田正博 | | | | | | | | | |
| | 委員 吉田 敏郎 委員 髙橋 仁美 | | | | | | | | | |
| | 委員 中野 武彦 委員 西尾 一則 | | | | | | | | | |
| | 委員 青木 定之 委員 小椋 孝雄 議長 広瀬 重雄 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 当 明 炊 /ァ | | | | | | | | | | |
| 説明等に | | | | | | | | | | |
| 出席した | | | | | | | | | | |
| 者の氏名 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事務局職員 | 事務局長 西科 純 事務局次長 剣持和裕 書記 大石真澄 | | | | | | | | | |

『会議に付した事件と会議結果など』

- 1 開 会
- 2 議 件
- (1)調査事項

ア 今後の委員会調査について

- 3 その他
- (1) 次回委員会の開催日程について
- (2) その他

(1)調查事項

ア 今後の委員会調査について

- ・常通委員長: コンプライアンス条例は可決したが、今後、どのような調査をすべきか。
- ・中野委員: スケジュールの説明があったが、10月からの再発防止策の実施について5項目があった。これらの開始のチェックが必要ではないか。このチェックをすれば役割は終えたことになるのではないか。

- ・常通委員長: これらは、総務課長に確認しているが、最終段階に入っているとのことである。
- ・岡﨑委員: 確かに再発防止策の見極めが必要ではあるが、再発防止策とコンプライ アンス条例可決により初期の目的を達成したのではないか。
- ・青木委員: 計12回の委員会を開催してきた。2年連続の不認定、3月の不当利得の可決、コンプライアンス条例の可決、再発防止策の策定などを経てきた。職員の住民サービスに向けている現在、委員会調査を収束するべきと考える。平成18年度の判例があるが、委員会として調査結果報告の議論が必要と考える。報告書については、意見聞きながらまとめをつくるべきではないか。
- ・梅津委員: これまで、調査経過、事実確認については調査を終え、再発防止策についても策定できたものである。8年前の団体会計の事件もあるが、コンプライアンス条例を制定してもその後の点検をしっかりするべきではないかと考える。折をみて、チェックする機会を議会としてもつくる必要はあるのではないか。特別委員会としてのあり方を考えるべきではないか。
- ・髙橋(仁)委員: これまでの調査特別委員会は12回開催してきた。8年前の再発 防止策が生かされてこなかったことは事実。組織内のコミュニケーション不足が原因 の1つであった。議会の方もチェック機能を果たせることができなかったことをまと めに盛り込むべきではないか。町のホームページに再発防止策を全文掲載することを 求めるべきだ。
- ・正村委員: 今後のチェック体制は、別となるのではないか。

正副委員長案を提示。

- ・唯野委員: 議会の責任も謳っているが、どのようなチェックが不足していたのか。
- ・岡﨑委員: 二元代表制の一翼を担うという文面があり、議会としても責任はあるということを認識しなければいけないので、この文面でいいのではないか。
- ・青木委員: 所管は、経済常任委員会であるが、団体会計問題は総務常任委員会である。 点検は議会として行うものであるので、二元代表制を担う議会としてチェック体制を強化しなければならない。
- ・齋藤委員: この調査のまとめとしては概ねよいと考える。平成18年の問題をはじめ、その他にも問題は起きた。監視機能の大小の差があれ、二元代表制の責任を果たす文面が必要と考えていたので、いいと考える。今後、各常任委員会に引き継ぐということでいいのではないか。
- ・小椋委員: 経済常任委員会でも所管事務調査を行っていた案件で、その反省を含めてこの文面でよいと考える。
- ・髙橋(源)委員: 監視機能が十分できなかったことは、監査委員としても反省すべきと考える。議会が再発防止策のチェックはできるが、監査委員の方でも十分、監査機能を構築していかなければと考える。この表記については、監査委員としては引っかかる部分がある。会計処理まで、議会ができるかどうかは疑問である。
- ・梅津委員: 髙橋委員の発言は重要であると考える。議会と監査の関係については、 それぞれの立場でしっかり考えなければならない。議会としての思いは足りないとは 思うが、ここに表記するのはどうかと考える。

- ・常通委員長: 会計のことだけではなく、事業全般の監視はできたのではないか。ま とめに表記することによって、町に対しても監視姿勢を示すものである。
- ・齋藤委員: 町に全責任があるとは思うが、議会として何も責任がなかったとは言い 難い。議会ができる範囲の会計の監査的なことは困難としても、事業全般についての 監視はできるのではないかと考える。
- ・青木委員: 監査委員で今までと異なった体制を取るのは理解するが、それはそれとして、議会として契約行為までの監視には至らないものの、体制などを各委員会で引き継ぐものとしてこの文面はいい。
- ・髙橋(仁)委員: 中渋山の問題については別として、37回の不適切な支出については、事前に知り得た議員なども調査をすることは可能であった。これをできたのであれば37回に及ぶ支出は避けることができたものと考える。
- ・柴田委員: この文面、自治基本条例、議会基本条例の文面にも出てくるものである。 議会に全く責任がないということにはならない。文面が、きつく感じるかもしれない が、原文でいいのではないか。
- ・正村委員: この報告書は、議長に対するものであり、町民に対し、心からお詫び申 し上げるものであるの文面は不要ではないか。
- ・常通委員長: 特に問題はないのではないか。
- ・岡﨑委員: この文面でいい。
- ・齋藤委員: 真摯にこの文章が入ることは必要である。
- ・西尾委員: 現実、町民がどういう目線で見ているかが重要であって、議会は何をやっていたのかというところが重要。この文面でいい。
- ・梅津委員: これまでの調査はあったが、議会としての役割を初めて議論しているが。文末に、議会側も監視機能を強化すべきということを記載すべき。
- ・青木委員: 中ほどに記載があるのでいい。文面には包括されていればいいのではないか
- ・常通委員長: 原文のままで決定することで異議ないか。
- ・全会一致で報告案を決定とする。
- ・常通委員長: 今委員会をもって、特別委員会の調査を終了するものとする。

3 その他

- (1) 次回委員会の開催日程について ⇒ なし
- (2) その他 ⇒ なし以上を持って委員会を終了する。

| 傍聴者数 | | 般 | 者 | 0名 | 報道関係者 | 1名 | 合 | 計 | 1名 |
|-------------|--|---|---|----|-------|----|---|---|----|
| 記載のとおり報告する。 | | | | | | | | | |

平成26年10月29日

不適切会計処理等に関する調査特別委員会委員長 常通 直人